平成２８年（フ）第２４８２号
横浜市鶴見区東寺尾６丁目32番２号　若葉荘101
破産者　清水　俊之
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４１号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本788番地の５
破産者　渡邊　絵理
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第４３号
和歌山県西牟婁郡上富田町生馬939番地
破産者　ヘアーメイク　セルフィッシュこと　岡本　昭子（旧姓副井）
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第１４４号
愛媛県伊予郡砥部町高尾田1191番地７
破産者　相原　主税
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６４号
愛媛県伊予市中山町中山丑262番地
破産者　一木　千秋
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７３号
愛媛県新居浜市七宝台町乙65番地の10、前住所愛媛県新居浜市星原町15番49号
破産者　大原　早苗
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１８号
高知県四万十市具同3253番地　メゾン春木103号、旧住所高知県吾川郡いの町天王北２丁目６番地10
破産者　山下　　裕
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第３２８号
大分市大字神崎192番地の17
破産者　山口　鐵代
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２８８号
鹿児島県鹿児島市西伊敷５丁目25番２号
破産者　楠生　辰己
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１７９７号
札幌市中央区南11条西21丁目２番21―402号
破産者　村田亜津子（旧姓菅原）
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９０９号
札幌市白石区平和通７丁目北12番21号
破産者　川畑　則章
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９７１号
札幌市厚別区厚別中央１条４丁目１番13―305号
破産者　神　　敏光
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３２７号
宮城県黒川郡大郷町大松沢字若木沢前畑16番地、従前の住所仙台市泉区紫山４丁目11番地の３
破産者　坂本　知彦
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３４９号
宮城県亘理郡亘理町字舘南42番地16　アルファ舘南一番館103
破産者　三品　秀子
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５３１号
仙台市若林区沖野７丁目６番１―３号　ボヌール沖野３番館Ｂ、従前の住所仙台市若林区沖野２丁目９番40―603号
破産者　新沼　　覚
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１８４号
秋田県潟上市昭和大久保字堤の上18番地４
破産者　進藤　幸夫
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６３号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字須賀尾581番地１
破産者　ティーアートこと　轟　　博
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１４８１号
埼玉県川口市北原台２丁目17番27―301号　コスモプレイス北原台Ⅱ
破産者　三浦　裕宜
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４８２号
埼玉県川口市北原台２丁目17番27―301号　コスモプレイス北原台Ⅱ
破産者　三浦　治子
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係